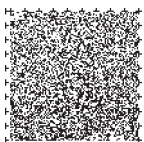


IV 施策体系等

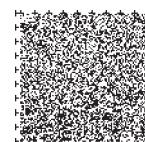
1 施策体系

基本目標のもと、基本方針にそって施策を体系的に整理し、総合的に推進します。

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
(1) 市民理解と相互交流の促進
① 市民理解の促進
② 相互理解と交流の促進
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
① 権利擁護の推進
② 虐待防止対策の推進
2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
(1) 相談支援体制の強化
① 相談支援体制の整備
② 障害の多様化に応じた相談支援の充実
③ ケアマネジメント推進体制の整備
(2) 障害児に対する支援の充実
① 障害児とその家族への支援
② 放課後の居場所づくり
③ 教育環境の充実
④ 地域における療育の支援
(3) 障害特性等に対応した支援の充実
① 障害特性等に対応した特別な支援
② 心身の状態に応じた適切な支援
(4) 保健・医療の推進
① 健診・受診の促進
② 健康づくりの推進
③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進
④ 自殺予防の推進
⑤ 精神科救急システムの整備



3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
(1) 地域で生活していくための環境整備
① 地域生活支援のための拠点の整備
② 住まいの場の確保等地域移行支援
③ 地域住民同士の支え合いの体制構築
④ 防犯対策の推進
(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
② 容易に移動できる環境の整備
③ コミュニケーション支援の充実
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
① 災害に備えた対策の推進
② 災害時の支援体制の整備
③ 災害時におけるサービス提供体制の確保
4 就労や社会参加による生きがいづくり
(1) 多様な就労による生きがいづくり
① 多様な就労の場の創出
② 就労促進に向けた普及啓発
(2) 障害者就労支援体制の充実
① 就労支援ネットワークの推進
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
① スポーツ・レクリエーション活動の促進
② 文化・芸術活動の促進
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
① 当事者活動の推進
② 社会的活動への参加促進
5 サービスの充実と質の向上
(1) サービスを選択できる環境の整備
① 障害福祉サービス提供体制の整備
② 地域生活を支える各種サービスの提供
③ サービスの質の維持向上を図る指導
(2) 人材の育成・確保
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
② ボランティアなど地域で支える担い手の確保



2 重点プロジェクト

本計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、次の5つを「重点プロジェクト」とします。

- (1) 震災からの復興施策の推進
- (2) 障害児への支援の充実
- (3) 就労支援体制の推進
- (4) 精神障害者への施策の充実
- (5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

(1) 震災からの復興施策の推進

震災を教訓に、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、被災後の生活支援など、災害時等における障害のある方への支援体制を充実していきます。

また、震災により被災した障害者支援施設等の復旧や影響を受けた就労状況の改善を進めるとともに、被災による生活環境の変化等に伴う精神面の不安に対する「こころのケア」について対応を強化していきます。

あわせて、きめ細かな支援が提供できるよう、相談支援体制の強化や人材育成を通し、支援のネットワークづくりの充実を図り、安心して地域生活を送ることができるよう、有機的な連携のもと各種の事業を推進します。

(2) 障害児への支援の充実

法改正による平成 24 年 4 月からの障害児関係施設等の体系再編に対応しながら、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、幼児期から成年期に至るまで一貫した支援を推進します。

発達や成長に応じた適切な支援を行うとともに、特に、生涯にわたる生活の基礎が培われる大切な時期である就学前の療育体制を強化していきます。

また、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図るため、放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど、障害のある子どもとその家族への支援の充実を図っていきます。

(3) 就労支援体制の推進

福祉的就労から一般就労に移行できるよう、本市障害者就労支援センターや関係機関、就労支援事業所等によるネットワークを活用し、職業能力の開発や就労継続に向けた支援を行うとともに、福祉的就労の充実を図ります。

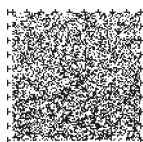
また、一般就労の拡大に向け、障害のある方への支援だけでなく、企業等に対し、障害者雇用に係る継続的な広報や障害の特性に応じた就労機会の創出などについて働きかけなどを行っていき総合的な就労支援体制づくりを進めます。

あわせて、就労支援の中核を担っている障害者就労支援センターのあり方について検討していきます。

(4) 精神障害者への施策の充実

精神障害のある方については、国の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念にそって、本市においても各種事業に取り組んできたところですが、偏見や長期入院者の地域生活への移行など、いまだ課題が多く、引き続き重点的に取り組みます。

精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を進めるとともに、精神科救



急システムの整備や、地域移行支援及び地域定着支援による退院や地域への定着の推進、就労支援施策との連携などにより、地域生活に向けた施策の充実を図っていきます。また、重症化の予防や様々な精神症状への的確な対応のため、早期発見・早期支援の取り組みを進めます。

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など重い障害により特別な支援が必要な方が地域で生活できるよう、サービス提供のほか、住まいの場の確保に向けた取り組みや社会参加、権利擁護などを推進します。

発達障害、難病等の慢性疾患、高次脳機能障害など障害の種類は多様化しています。障害者基本法の改正により障害のとらえ方も広くなり、就労や相談などについて障害や心身の状態に応じた支援が求められており、引き続き必要な支援を行っていくとともに、国の障害者制度改革の方向も見定めながら対応の強化に努めていきます。

V 施策の展開

1 各施策の概要

基本方針1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

(1) 市民理解と相互交流の促進

① 市民理解の促進

誤解や偏見、差別をなくすため、多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進めます。

② 相互理解と交流の促進

障害者週間(12月3日から12月9日)を中心に、障害の有無にかかわらず誰もが集い、交流できるイベント等を開催し、障害のある方に対する理解や関心が深められるよう努めます。

(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

① 権利擁護の推進

生活設計や金銭管理等を行うことが困難な障害のある方に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する制度の利用を支援し、権利の擁護を図ります。

② 虐待防止対策の推進

「障害者虐待防止法」をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進めます。

基本方針2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

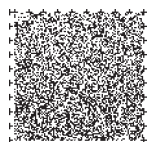
(1) 相談支援体制の強化

① 相談支援体制の整備

区役所と障害者相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進するとともに、どこで相談を受けても必要な支援が提供できる体制づくりを進めます。

② 障害の多様化に応じた相談支援の充実

本市の相談機関(精神保健福祉総合センター、障害者更生相談所及び北部・南部発達相談支援センター)がその機能を最大限発揮しながら、より身近な



相談機関（自閉症児者相談支援センター、中途視覚障害者支援センター等）の充実を図り、障害の多様化に応じた相談支援を行います。

③ ケアマネジメント推進体制の整備

サービス等利用計画作成の運用見直しにあわせ、本市の障害者ケアマネジメントの制度的運用を再構築するとともに、社会資源や制度の有効活用と課題の集約・検討を行う主体として、各区に自立支援協議会を設置し、ケアマネジメントの推進を図ります。

(2) 障害児に対する支援の充実

① 障害児とその家族への支援

障害の早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援します。

② 放課後の居場所づくり

就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進します。

③ 教育環境の充実

特別支援教育や教育相談等を通し、障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。

④ 地域における療育の支援

児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし、地域における療育の支援を強化します。

(3) 障害特性等に対応した支援の充実

① 障害特性等に対応した特別な支援

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など障害の状態に応じて特別な支援が必要な方々が、地域で安心して生活できるよう支援を行います。

② 心身の状態に応じた適切な支援

難病患者、高次脳機能障害のある方、中途視覚障害者など、現行の障害福祉サービスでは対応が困難な障害のある方に対し、心身の状態等に応じた、きめ細かな相談や支援等を行い、自立や社会参加を推進していきます。

(4) 保健・医療の推進

① 健診・受診の促進

障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療及び検査を受けることを勧奨していきます。

② 健康づくりの推進

心の健康づくりやスポーツなどを通し、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進

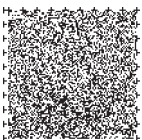
精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を行うとともに、精神疾患の重症化を防ぐため、発病後の早期に発見し適切な支援を行うことができるよう、取り組みを推進します。

④ 自殺予防の推進

平成 23 年 11 月に設置したところの絆センター（自殺予防情報センター）を中心に関係機関と連携しながら、自殺対策の総合的な支援体制の強化等を進めます。

⑤ 精神科救急システムの整備

心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備します。



基本方針3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

(1) 地域で生活していくための環境整備

① 地域生活支援のための拠点の整備

中途障害者支援システムの中核を担う専門機関として、障害者更生相談所を移転し、（仮称）身体障害者総合支援センターを整備するとともに、障害者が暮らしやすい地域社会づくりと、地域におけるリハビリテーション推進の拠点として（仮称）青葉障害者福祉センターの整備に向けた検討を進めます。

② 住まいの場の確保等地域移行支援

身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日中活動の場の整備を促進し、障害のある方が充実した地域生活を送ることができる環境の整備に努めます。

③ 地域住民同士の支え合いの体制構築

地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動や民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体等の様々な活動を通し、障害のある方を含めた地域住民同士による支え合いの取り組みを推進します。

④ 防犯対策の推進

障害のある方とその家族が犯罪に巻き込まれることがないように、機会をとらえて、犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づく建築物等のバリアフリー化の推進や障害の有無等にかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及促進を図り、また「心のバリアフリー」を推進します。

② 容易に移動できる環境の整備

歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など道路環境の整備、鉄道駅やバス車両のバリアフリー化により容易に移動できる環境の整備を通し、社会活動の促進を図ります。

③ コミュニケーション支援の充実

視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を生じる方について、手話、要約筆記、点字のほか、ICT等を活用し、情報のバリアフリー化、コミュニケーション手段の充実を図っていきます。

(3) 震災を踏まえた災害対応の強化

① 災害に備えた対策の推進

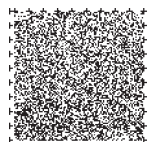
災害発生時に自らの命を守る対策や災害に備えた食料等の備蓄を促すほか、障害特性から必要となる物資等の準備の必要性について啓発するとともに、地域や関係機関等の連携・協力による支え合い活動を通して、災害対策を推進します。

② 災害時の支援体制の整備

支援を要する障害のある方とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めます。

③ 災害時におけるサービス提供体制の確保

障害者支援施設等における事業継続計画（BCP）の策定を促進し、災害時における障害者支援とサービスの提供の両立を図るとともに、被災してもいち早い事業再開が可能となる体制づくりを進めます。



基本方針4 就労や社会参加による生きがいづくり

(1) 多様な就労による生きがいづくり

- ① 多様な就労の場の創出
障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、多様な就労ニーズに対応し、障害特性・状態に応じた就労環境づくりを推進します。
- ② 就労促進に向けた普及啓発
障害のある方の就労について企業や市民の関心を高めるため、様々な媒体を活用するとともに、様々な機会をとらえて広報を行い、さらなる普及啓発を図ります。

(2) 障害者就労支援体制の充実

- ① 就労支援ネットワークの推進
各支援機関のネットワークをとおした総合的な支援を行うため、障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実を図ります。
- ② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
障害のある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、就労移行支援事業所等の支援者向けの体系的な研修システムを構築します。

(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援

- ① スポーツ・レクリエーション活動の促進
スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。
- ② 文化・芸術活動の促進
障害のある方が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう、文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。

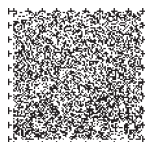
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援

- ① 当事者活動の推進
障害のある方の自主的な活動を推進するため、自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに励まし支え合うピアサポート活動等を支援します。
- ② 社会的活動への参加促進
障害のある方の社会参加や自立を促進するため、ボランティアへの参加などの社会的活動への参加を促進します。

基本方針5 サービスの充実と質の向上

(1) サービスを選択できる環境の整備

- ① 障害福祉サービス提供体制の整備
訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等について、障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択し、利用できる基盤の整備を促進します。
- ② 地域生活を支える各種サービスの提供
相談支援事業、移動支援事業など障害者自立支援法の地域生活支援をはじめとした多様なサービスを提供し、一人ひとりに合ったきめ細やかなサービスの提供を図ります。
- ③ サービスの質の維持向上を図る指導
障害のある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への指導等を行っていきます。



(2) 人材の育成・確保

- ① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
行政、各団体など多様な主体による専門分野に関する研修会などを活用し、障害に関する専門性を備えた人材の育成を図っていきます。
- ② ボランティアなど地域で支える担い手の確保
各種事業の実施や各団体などの取り組みを通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促します。

2 第3期障害福祉計画における障害福祉サービスの数値目標及び見込量等

【24年度～26年度】

(1) 数値目標

障害のある方の自立支援の観点から、施設から地域生活への移行や就労支援といった主要な課題に対応するため、国の基本指針※に即すとともに、本市における第1期計画及び第2期計画期間中の実績等を踏まえて数値目標を設定します。

※障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

① 施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、地域生活への移行者数の数値目標を設定します。

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の全施設入所者数689人の4割に当たる275人の地域移行を目指します。

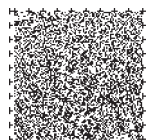
また、平成26年度末時点の施設入所者数を、平成17年10月1日時点と比べて172人（689人の25%）少ない517人とします。

項目	第3期計画 数値目標	第2期計画 数値目標	22年度実績 (累計)
施設入所者の地域生活への移行者数	275人	172人	17人 (143人)
施設入所者数	517人	591人	597人

② 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度において、平成17年度実績の19人の5倍以上、100人の移行を目指します。また、福祉施設利用者4,182人のうち15%の628人が就労移行支援事業を利用し、就労継続支援事業の利用者の15%が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

項目	第3期計画 数値目標	第2期計画 数値目標	22年度実績
福祉施設から一般就労への移行者数	100人	76人	91人
就労移行支援事業利用者数	628人	—	—
就労継続支援(A型)利用者割合	15.0%	—	—



(2) 見込量の推計の考え方

各サービスの利用者数及び量の見込みについては、現在の利用者数や特別支援学校卒業者数、これまでの利用者数、施設等からの地域移行者数などの推移を踏まえて設定します。

現在、障害者自立支援法における障害福祉サービスの児童デイサービス、地域生活支援事業の障害児タイムケア事業については、法改正により、平成24年4月から児童福祉法の障害児通所支援になりますが、本計画においては、障害福祉サービスと同様に見込量を推計します。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制確保のための方策等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスについては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）など、需要の増加が見込まれるサービスについては、事業者に対して適切な情報提供を行うなどしながら、サービスの量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

障害福祉サービス等を適切に利用することができるような利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行、障害のある方が身近な地域で暮らし続ける支援の充実を図っていくため、各区保健福祉センター、精神保健福祉総合センター、障害者更生相談所、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター及び指定相談支援事業所等が連携しながら、見込量の確保に向けた相談支援機能の強化に努めます。

また、平成24年4月からは、宮城県から本市へ事業者指定事務の権限等が移譲されることとなっており、事業者への指導等を通し、サービスの質の向上を図っていきます。

(4) 地域生活支援事業提供体制確保のための方策等

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務づけられている必須事業と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施するものがあります。

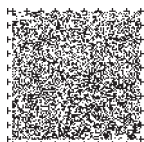
必須事業は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター、発達障害者支援センター運営事業及び障害児等療育支援事業となっています。

相談支援事業については、自立支援協議会の各区設置を進める等、相談支援体制の再編強化に取り組むとともに、各種相談に応じ、障害のある方一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業及び障害児等療育支援事業については、現在の体制を基本に提供体制を確保します。地域活動支援センターについては、障害特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図っていきます。

発達障害者支援センター運営事業については、北部及び南部の発達相談支援センター2館体制により支援を行っていきます。

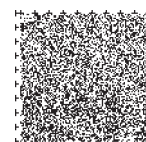
生活支援事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、現体制を基本にサービス提供体制を確保します。



(5) 障害福祉サービス，地域生活支援事業等の見込量

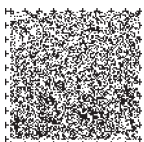
① 障害福祉サービス等の見込量

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 訪問系サービス				
①居宅介護，②重度訪問介護 ③同行援護，④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間分/月	41,445	44,097	46,951
	利用者数/月	1,559	1,678	1,809
(2) 日中活動系サービス				
①生活介護	人日分/月	26,679	28,266	29,891
	利用者数/月	1,461	1,548	1,637
②自立訓練（機能訓練）	人日分/月	303	310	319
	利用者数/月	46	47	48
③自立訓練（生活訓練）	人日分/月	964	1,069	1,188
	利用者数/月	73	81	90
④就労移行支援	人日分/月	5,966	7,128	8,290
	利用者数/月	452	540	628
⑤就労継続支援 A 型	人日分/月	4,178	4,732	5,287
	利用者数/月	211	239	267
⑥就労継続支援 B 型	人日分/月	20,814	21,977	23,285
	利用者数/月	1,352	1,427	1,512
⑦療養介護	利用者数/月	113	114	115
⑧短期入所	人日分/月	1,285	1,285	1,285
	利用者数/月	185	185	185
(3) 居住系サービス				
①共同生活援助	利用者数/月	592	638	685
②共同生活介護				
③施設入所支援	利用者数/月	577	547	517
(4) 相談支援				
①計画相談支援	利用者数/月	418	801	1,220
②地域移行支援		15	18	21
③地域定着支援		10	12	14



② 地域生活支援事業等の見込量

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 地域生活支援事業（必須事業）				
①相談支援事業				
i) 障害者相談支援事業	実施箇所数	16	16	16
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
ii) 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
iii) 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有
②成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	15	15	15
③コミュニケーション支援事業				
i) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者 利用者数/年	1,800	1,800	1,800
	手話奉仕員等 利用者数/年	1,034	1,147	1,273
ii) 手話通訳者設置事業	配置者数	7	7	7
④日常生活用具給付事業				
i)～vi)合計		20,064	22,040	24,214
i) 介護・訓練支援用具		133	152	174
ii) 自立生活支援用具		171	172	173
iii) 在宅療養等支援用具	給付件数/年	335	368	404
iv) 情報・意思疎通支援用具		181	182	183
v) 排泄管理支援用具		19,209	21,129	23,241
vi) 居室生活動作補助用具		35	37	39
⑤移動支援事業	利用時間分/年	116,432	130,520	146,313
	利用者数/年	714	792	879
⑥地域活動支援センター	実施箇所数	27	27	27
	利用者数/年	333	362	371
⑦発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	2	2	2
	利用者数/年	2,459	2,508	2,558
⑧障害児等療育支援事業	実施箇所数	5	5	5



(② 地域生活支援事業等の見込量の続き)

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(2) 地域生活支援事業(その他の事業)				
①福祉ホーム事業	実施箇所数	3	3	3
	利用者数/年	55	55	55
②訪問入浴サービス事業	利用者数/年	102	103	104
③身体障害者自立支援事業	利用者数/年	10	10	10
④重度障害者在宅就労促進特別事業	利用者数/年	20	20	20
⑤生活支援事業				
i) 生活訓練等事業	利用者数/年	950	950	950
ii) 本人活動支援事業	利用者数/年	60	60	60
iii) ボランティア活動支援事業	利用者数/年	180	180	180
iv) 福祉機器リサイクル事業	利用者数/年	60	60	60
v) 知的障害者自立体験ステイ事業	利用者数/年	60	60	60
vi) 発達障害児自立支援事業	利用者数/年	4	6	8
vii) 自閉症児者地域生活支援事業	利用者数/年	190	201	213
⑥日中一時支援事業	回数/年	2,021	2,021	2,021
	利用者数/年	41	41	41
⑦生活サポート事業	利用者数/年	1	1	1
⑧社会参加促進事業				
i) スポーツ・レクリエーション教室 開催事業	参加者数/年	4,171	4,242	4,315
ii) 芸術・文化講座開催等事業	参加者数/年	12,041	12,643	13,275
iii) 点字・声の広報等発行事業	利用者数/年	1,051	1,075	1,100
iv) 奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員	養成講習 終了者数 /年	40	40	40
要約筆記奉仕員		20	20	20
点訳奉仕員		10	10	10
朗読奉仕員		10	10	10
v) 自動車運転免許取得・改造助成 事業	助成者数/年	60	60	60

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	人日分/月	9,505	9,937	10,251
	利用者数/月	1,246	1,301	1,341

※ H23 年度までの障害者自立支援法における「児童デイサービス」と「障害児タイムケア事業」となります。

